

若者・子育て世帯定住促進奨励金の申請手続き

39歳以下の世帯か15歳以下の子を扶養している世帯で、平成30年4月1日以降に転入し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新築・中古住宅等取得
※再転入であるときは、古河市を転出してから1年以上経過していること。

取得した住宅に住民登録をする。

新築・中古住宅の登記申請をする。

「若者・子育て世帯定住促進奨励金申請書兼請求書」様式第1号及び下記の必要書類を添付し、**シティプロモーション課**へ申請する。

※新築・中古住宅を取得した日又は、転入もしくは転居した日のいずれか遅い日から6ヶ月以内に行なう。

【必要書類】

- ①「若者・子育て世帯定住促進奨励金申請書兼請求書」様式1号
- ②「承諾書兼誓約書」様式2号
- ③「住民票の写し」(原本) ※世帯全員が記載され、6ヶ月以内に取得したもの
- ④「新築・中古住宅取得に関する契約書の写し」
- ⑤「住宅の登記事項証明書」
- ⑥「住宅の間取り図の写し」
※④⑤⑥については、原本及びコピーの両方をお持ちください。
- ⑦市内業者による建築又はリフォーム工事の場合は、「工事に関する領収書及び契約書の写し」
※工事に関する契約書がない場合は、金額及び工事内容が証明できるもの。
※市内業者とは、市に法人登録のある業者又は市内に住所がある個人事業者。
- ⑧その他、奨励金の審査のうえで必要となるもの(申請要件が確認できるもの)
- ⑨申請する世帯以外の方が申請を届け出る場合は、委任状又は代理人の身分証明書

市において申請書類の審査および調査(市税滞納・市内業者の確認)をします。
(古河市若者・子育て世帯定住促進奨励事業実施要綱に基づく)

「若者・子育て世帯定住促進奨励金決定通知書」様式第4号を送付します。

指定された口座へ奨励金を振込みます。

※奨励金の交付を受けてから5年間は住民登録や税務に関する資料を調査・閲覧いたします。
支給対象者として要件を満たさないことが明らかになった時は、**返還請求いたします。**

お問合せ先 古河市役所 シティプロモーション課
(古河市役所総和庁舎2階)
TEL 0280-92-3111